

特定非営利活動法人しろい地図

感染症予防 及び まん延防止マニュアル

## 1. 目的

この感染症予防 及び まん延防止マニュアル(以下予防および防止マニュアルと呼ぶ)は、特定非営利活動法人しろい地図(以下法人とよぶ)が感染症等の影響が生ないようにするため、児童や職員の安全を最大限確保するために、法人および事業所が児童の体調不良を予防・蔓延を防止するための対応について、あらかじめ定めるものとします。

## 2. 基本方針

- ① 法人は、利用児童や職員の安全を最大限に優先し、感染予防や感染拡大防止等につとめる。
- ② 法人は、感染症のそれぞれの状況に合わせて、必要な対応を検討・実施する。
- ③ 法人は、行政機関や医師などの専門家等と連携し、必要な指示を仰ぐものとする。
- ④ 法人は、感染症の状況に合わせて、必要な情報を積極的に集めるものとする。
- ⑤ 法人は、定期的に理事長と管理者が会議を開催し、必要に応じてこの予防マニュアルを変更するものとする。
- ⑥ 法人は、個人情報に最大限配慮し、必要な情報発信を行うものとする。  
ただし、個人を特定しうる情報については、行政機関と相談のもと、発信の有無を決定する。
- ⑦ 職員は、管理者の指示に従い、協力して感染予防や拡大防止等の対応にあたるものとする。

## 3. 実施体制について

- ① 法人理事長を中心に、各事業所の管理者が方向性を検討し、現場の運用に関しては管理者が行う。
- ② 必要に応じて、事業所ごとに実際の運用を想定したマニュアルを作成し、必要に応じて改善するものとする。内容については理事長と管理者が協議する。
- ③ 決定した内容はホームページやSNSで公開し、職員については管理者が周知をする。
- ④ 職員は周知された内容に応じて行動し、実務上の問題点があれば、管理者へ報告するものとする。
- ⑤ 管理者は④の報告が協議すべき内容であると感じた場合、理事長や他の管理者に協議を呼び掛ける。

## 4. 実際の手順について

### 《環境面における取り組み》

感染症が蔓延しにくい環境をつくるために、以下の取り組みを行う。  
必要に応じて内容は追加、改変するものとし、実態に合わせるものとする。

- ① 室内の湿度を 60%以上に保つ。
- ② 室内の温度を 20 度程度に保つ。
- ③ 部屋の規模に応じて、定期的に換気を行う。  
児童の安全を優先し、換気が難しい時間帯は、空気清浄機を使用する。
- ④ 定期的に健康診断を行う。(年 1 回)
- ⑤ インフルエンザ等、必要に応じた予防接種を行う。
- ⑥ 安全や衛生管理に関する取り組みについて、定期的に情報を共有する。
- ⑦ 事業所内の除菌、送迎車の除菌を開所前、閉所後に行う。
- ⑧ 37 度以上の発熱が確認された場合、出勤を停止する。
- ⑨ 事業所内は清潔を心掛け、定期的に整理および清掃を行う。
- ⑩ 使用した物品等は定期的に洗濯・消毒を行う。
- ⑪ 食事はレトルトなど調理済のものを使用し、その他は必ず熱を通すようにする。
- ⑫ おやつや飲み物は個包装のものを積極的に使用し、開封後は当日使い切りとする。

### 《児童における取り組み》

感染症が蔓延しにくい環境をつくるために、以下の取り組みを行う。  
必要に応じて内容は追加、改変するものとし、実態に合わせるものとする。

- ① 活動時の距離感に注意し、近すぎる場合は離れてもらうように指導する。
- ② 出血時は感染予防のため、患部を保護するような処置をする。
- ③ 児童は事業所到着時、食事前、トイレへ行った後、その他必要時に手を洗うように指導する。
- ④ 調理に関する活動等に参加する場合、マスク・帽子等・エプロン等を着用する。
- ⑤ 手拭きタオル等は小分けにして管理をし、共用しないようにする。
- ⑥ 閉所 1 時間前程度に事業所内の清掃を行い、清潔を維持する。
- ⑦ 37.5 度以上の発熱が確認された場合は、保護者へ受診の必要性を説明し、結果を教えていただくように説明する。

## 《職員における取り組み》

感染症が蔓延しにくい環境をつくるために、以下の取り組みを行う。  
必要に応じて内容は追加、改変するものとし、実態に合わせるものとする。

- ① 事業所内を清潔に保つために、開所前後に除菌効果のある薬剤等を用いて、全体の消毒を行う。
- ② 血液や排泄物などは、手袋等を使用し、直接触れないように対処する。  
汚れた衣類などはハイターなどの薬剤を使用して、一定時間消毒し、その後密閉出来る袋に入れて返却する。
- ③ 職員は事業所到着時、食事前、トイレへ行った後、その他必要時に手を洗う。
- ④ 調理に関する活動等に参加する場合、マスク・帽子等・エプロン等を着用する。
- ⑤ 手拭きタオル等は小分けにして管理をし、共用しないようにする。
- ⑥ 37 度以上の発熱が確認された場合、出勤を停止する。
- ⑦ 閉所 1 時間前程度に事業所内の清掃を行い、清潔を維持する。
- ⑧ 使用した物品等は定期的に洗濯・消毒を行う。
- ⑨ 37 度以上の発熱があった場合は、受診をし、結果を管理者へ報告する。

## 《その他の取り組み》

感染症が蔓延しにくい環境をつくるために、以下の取り組みを行う。  
必要に応じて内容は追加、改変するものとし、実態に合わせるものとする。

- ① 感染症が流行している時期において、外部関係者の見学や来訪および面会や面談等については、児童の安全確保のため、すべて中止とする。
- ② 感染症が流行している時期においても、管理者の判断において見学等が必要と判断された場合は、児童の活動していない時間帯や場所等に限定し、実施するものとする。
- ③ 来訪者は必ず玄関にて手指の消毒をするものとする。

## 5. 附則

この対応マニュアルは 2024 年 4 月 1 日から施行する。